



【りそなマーチャントバンクアジア】

「インド対外商業借入(ECB)規制の改正について(その1)」

2019年1月16日、インドの中央銀行であるインド準備銀行(RBI: Reserve Bank of India)は、インド企業による海外からの資金調達環境の改善の一環として、対外商業借入(External Commercial Borrowings: ECB)に関する規制の改定を発表した。本改定では、従来の ECB についての規制(旧 ECB 規制)に代わるものとして、2018年12月17日に「2018年外国為替管理(借入および貸付)規制(Foreign Exchange Management (Borrowing and Lending) Regulations, 2018)の通達を告示した。新 ECB 規制による主な改正内容は、下記の通り。

A) ECB の分類

旧 ECB 規制では Track 制が用いられており、借入通貨の建値とその期間によって Track 1(区分 1)～Track 3(区分 3)及びマサラボンド(インド国外で発行されるルピー建債券)に分類された。区分 1 は外貨建中期借入で、最低平均借入期間が 3 年または 5 年。区分 2 は外貨建長期借入で、最低平均借入期間が 10 年。区分 3 はルピー建借入で、最低借入期間が 3 年または 5 年。新 ECB 規制では、それぞれの Track が統合される。

B) RBI による事前認可

新 ECB 規制では、外国直接投資(FDI)を受けることができる全ての事業体(Entities)に対し、借入金額が一会計年度あたり 7 億 5,000 万米ドル(または相当額)以下であれば、一律に自動承認ルート(Automatic route)にて、RBI の事前認可が不要となる。旧 ECB 規制は、業種ごとに、RBI の事前認可に関する異なる基準が設けられていた。

C) 対象借入業種の拡大

新 ECB 規制では、ECB の分類(外貨建 ECB/ルピー建 ECB)にかかわらず、外国直接投資(FDI)を受けることができる全ての事業体を対象借入企業とする。旧 ECB 規制では、製造業やソフトウェア開発業、インフラ関連企業等が借入対象業種と明記されていた。

D) 貸付人資格の拡大

新 ECB 規制では、ECB の分類(外貨建 ECB/ルピー建 ECB)にかかわらず、金融活動作業部会(FATF)または証券監督者国際機構(IOSCO)加盟国の居住者であれば貸付人の資格がある。ただし、個人が外国株主の場合に限り、個人は貸付者と認める。ちなみに、日本とシンガポールとも、両組織の加盟国。旧 ECB 規制では、インド国外の銀行や外国株主、海外長期投資家等が規定されていた。

* FATF (Financial Action Task Force)とは、マネーロンダリングやテロリストへの資金供給を防ぐ対策の基準をつくる国際組織。

* IOSCO (International Organization of Securities Commission)とは、世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所が参加する国際機関。

E) 最低平均借入期間の短縮

新 ECB 規制では、ECB の分類(外貨建 ECB/ルピー建 ECB)にかかわらず、最低平均借入期間(Minimum Average Maturity Period: MAMP)は3年。ただし、製造業での一会計年度あたり 5,000 万米ドル(または相当額)以下の ECB を行う場合には、最低平均借入期間は 1 年で可。また、外国株主から資金使途が運転資金やルピー建借入返済での ECB 行う場合、最低平均借入期間は 5 年で可。旧 ECB 規制では、区分 1・3 の場合、5,000 万米ドル(または相当額)以下の金額は 3 年、5,000 万米ドル(または相当額)超の金額は 5 年。区分 2 については、金額に係らず 10 年。

F) 報告遅延の罰則

ECB 借入に際して、インド準備銀行への実行前のローン登録番号(LRN: Loan Registration Number)取得の届出や実行後の月次報告において、遅延した場合の罰則が明文化された。

(その 2 に続く)

以上

【出 所: “External Commercial Borrowing (ECB) Policy - New ECB Framework” RBI】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3332
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。

* 禁断転載